

2021年1月29日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号

メディカルセンタービル九大病院前6階

患者の権利法をつくる会

事務局長 小 林 洋 二

TEL092-641-2150/FAX092-641-5707

感染症法改正に関する再度の意見書

私たち「患者の権利法をつくる会」は、1月18日付で、厚生労働大臣宛に「感染症法改正に関する意見書」を提出し、新型コロナウイルス感染症の患者・感染者が入院措置に反したり、積極的疫学調査・検査を拒否する場合の処罰規定を設けることに強く反対するとの意見をお伝えしました。

その後の報道によれば、与野党の協議により、懲役・罰金の刑事罰を削除し、行政罰の過料とする方向で調整が進んでいるとのことでした。

しかし、刑事罰が行政罰になっても、この感染症法の問題は解決しません。感染症法改正案の、患者・感染者に対する罰則規定は、すべて削除されるべきです。

感染症法に、患者・感染者に対する罰則規定を設けることに関して反対しているのは、わたしたち患者の権利法をつくる会だけではありません。私たちが知る限りでも以下の団体から反対意見が表明されています。

- ① 一般社団法人日本医学会連合（1月14日）
- ② 一般社団法人日本公衆衛生学会・一般社団法人日本疫学会（1月14日）
- ③ 全国保険医団体連合会（1月18日）
- ⑤ 一般社団法人日本エイズ学会（1月18日）
- ⑥ 新日本医師協会（1月19日）
- ⑦ 公益社団法人日本医療社会福祉協会（1月19日）
- ⑧ 医療問題弁護団（1月20日）
- ⑨ 改憲問題対策法律家6団体連絡会（1月20日）
- ⑩ 日本医療労働組合連合会中央執行委員会（1月21日）
- ⑪ 全国「精神病」者集団（1月22日）
- ⑫ 日本弁護士連合会会長声明（1月22日）
- ⑬ ハンセン病家族訴訟弁護団（1月22日）
- ⑭ ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会（1月22日）
- ⑮ ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会（1月25日）
- ⑯ 薬害オンブズパーソン会議（1月25日）
- ⑰ 患者の権利オンブズマン東京（1月25日）
- ⑱ HIV／エイズ分野NGO／NPO有志声明（1月25日）
- ⑲ 一般社団法人日本看護系学会協議会（1月25日）
- ⑳ 新日本婦人の会（1月25日）
- ㉑ 薬害肝炎全国原告団・弁護団（1月26日）

- ②② 第一東京弁護士会会長声明（1月26日）
- ②③ 医療事故情報センター理事長声明（1月26日）
- ②④ 全国ハンセン病療養所入所者協議会（1月26日）
- ②⑤ 一般社団法人日本公衆衛生看護学会（1月26日）
- ②⑥ 一般社団法人全国保健師教育機関協議会（1月26日）
- ②⑦ 日本保健師活動研究会（1月26日）
- ②⑧ 認定NPO法人日本障害者協議会（1月26日）
- ②⑨ 憲法改悪阻止各界連絡会議（1月26日）
- ③⑩ 愛知県弁護士会会長声明（1月27日）
- ③⑪ 全国保健所長会（1月27日）
- ③⑫ 東京／大阪HIV訴訟原告団・弁護団（1月27日）
- ③⑬ 仙台弁護士会会長声明（1月28日）

これほど多くの団体が反対しているのは、患者・感染者を処罰の対象とすることが過度の人権の制限であるからであり、それが感染症蔓延防止の観点からも逆効果だからです。そして、これらの問題は、刑事罰が行政罰に変わったからといって、なんら解消されません。上記団体の反対意見の中に、行政罰なら許容できるとする内容のものは存在しません。

各団体の反対意見を真摯に受け止め、感染症法改正案の、患者・感染者に対する処罰規定をすべて削除されるよう、改めて求める次第です。

以上